

第1回 新しいクレジット制度準備委員会 議事録

日 時： 平成 25 年 3 月 13 日（水） 15:00～17:00
場 所： TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター ホール 3A
出席者： 茅委員長、新美委員長代理、大塚委員、亀山委員、小林委員、二宮委員、原委員、前田委員、松橋委員、丸山委員、宮城委員、棕田委員、山地委員
事務局： 環境省 奥山室長、経済産業省 飯田室長、農林水産省 大友室長、林野庁 赤堀管理官

議事次第：

1. 開会
2. 本委員会の設置及び運営方法について
3. 新しいクレジット制度の名称について
4. J-クレジット制度実施要綱について
5. J-クレジット制度実施規程について
6. J-クレジット制度モニタリング・算定規程について
7. J-クレジット制度方法論策定規程について
8. 今後のスケジュールについて
9. その他

議題 1. 開会

奥山室長： それでは、定刻となりましたので、ただいまから、新しいクレジット制度準備委員会の第1回会合を開始いたします。

本会合の委員名簿は、資料1としてつけさせていただきます。委員の先生方におかれましては、本日はお忙しい中、本委員会に御出席賜りましてまことにありがとうございます。

本日の審議は公開とさせていただきます、議事については議事録をホームページ上に公開いたしますので、その旨御了解願います。

早速ではございますが、本委員会を進行するに当たりまして、委員長及び委員長代理の選出を行いたいと思います。事務局案としましては、委員長を茅先生に、委員長代理につきましては、新美先生にお願いしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。（異議なしの声）

それでは、以降の議事進行は茅委員長にお願いいたします。

●自己紹介

茅委員長： それでは、議事に入る前に、初めてですのでお一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

大塚委員： 早稲田大学大学院法務研究科教授の大塚と申します。どうぞよろしくお

願いいたします。

亀山委員： 独立行政法人国立環境研究所の亀山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小林委員： 日本大学大学院法務研究科の小林でございます。客員教授をしております。環境法を担当しております。よろしくお願いいたします。

二宮委員： 公益財団法人地球環境戦略研究機関の二宮と申します。よろしくお願いいたします。

橋本委員： 立命館大学の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

原委員： 農林中金総合研究所の原と申します。よろしくお願いいたします。

前田委員： 西村あさひ法律事務所の弁護士の前田と申します。よろしくお願いいたします。

松橋委員： 東京大学大学院の松橋と申します。よろしくお願いいたします。

丸山委員： 日本大学生物資源科学部の丸山と申します。よろしくお願いいたします。

宮城委員： 日本商工会議所の宮城と申します。よろしくお願いいたします。

椋田委員： 経団連の椋田と申します。よろしくお願いいたします。

山地委員： 地球環境産業技術研究機構 RITE の山地でございます。よろしくお願いいたします。

茅委員長： それではお役所の方も一言ずつ自己紹介をお願いします。

赤堀管理官： 林野庁の赤堀と申します。よろしくお願いいたします。

奥山室長： 環境省の奥山と申します。よろしくお願いいたします。

飯田室長： 経済産業省の環境経済室の飯田と申します。よろしくお願いいたします。

大友室長： 農林水産省の環境政策課の大友と申します。よろしくお願いいたします。

茅委員長： ありがとうございます。

それでは、開催に当たりまして、環境省の奥山室長から御挨拶をお願いしたいと思います。

奥山室長： 環境省の市場メカニズム室長をしております奥山でございます。開会に先立ちまして一言御挨拶させていただきます。

温暖化対策につきましては、わが国を取り巻く状況は J-VER 制度、あるいは国内クレジット制度が発足した 2008 年当初から大きく様変わりしております。

まず、京都議定書の第二約束期間に日本が参加していないということ、また、石原大臣の言葉を借りますと、原発事故後、残念ながら温暖化対策の話題は埋没し、環境外交での日本の発言力も著しく低下しているということが言われております。

他方で、東日本大震災を契機といたしまして、国民の節電意識ですとか、

省エネや再生可能エネルギーに関する意識というものは高まっております。

また、年明けには安倍総理から、新しい温暖化対策の目標につきまして COP19 までに取りまとめるようにとの指示がございました。

今後、年末に向けまして、温暖化対策に関する検討が本格化してくるものと思っております。いずれにしましても、温暖化防止のための取組を率先して進めるということの重要性は変わっておりません。わが国として自律的にしっかりと対策を進めるということが必要になっております。それが環境分野での成長戦略というものにもつながっていくのではないかと思っております。

その際に、CO₂ の削減・吸収量のクレジット化とその活用というのは、取組の意識を具体的な行動につなげていくという上で非常に有効な手段というふうに認識しております。

J-VER 制度、国内クレジット制度、いずれも制度発足以来着実に取組を進展してきておりまして、合わせて 100 万 t を超えるクレジットが認証されてきております。

また、J-VER につきましては、信頼性の高いオフセット・クレジットを流通させるという当初の目的に向けまして一定の成果を上げておりまして、オフセットへの活用というものも進んできつつあります。

こうした中で、今年度末をもちまして両制度が一旦終了することになりますことから、昨年 8 月、本日お集まりの多くの委員の方々に御検討に参加していただきまして、2013 年度以降の継続に当たって、両制度を統合していくということで、クレジットを活用した地球温暖化対策の更なる活性化を図っていくべきという取りまとめをいただいたところでございます。

取りまとめの中では、両制度の優れている点を取り入れていくということ、環境の観点と利便性の観点が両立した制度とすること、あるいは地域活性化につながる制度とすること、海外の手本となるようなものを目指すことという 4 つの大きな方向をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、これまで経済産業省、農林水産省、環境省の間で調整を進めてまいりまして、本日ようやく準備委員会を開催することができる運びとなりました。

本日は、準備委員会の第 1 回目ということで、実施要綱を初めとしまして、一連の制度文書について御検討いただきます。

各方面から新しい統合クレジット制度につきましては大きな期待が寄せられているところでございます。8 月の基本方針を踏まえまして、そういった期待に応える発展性のある制度にしていきたいと考えておりますので、

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

今回の統合の機会を生かしまして、統合の効果が単に1+1にとどまることなく、制度を更に発展させていけるように、経済産業省、農林水産省ともしっかり連携して施策を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

茅委員長： ありがとうございました。

申し遅れましたが、私は地球環境産業技術研究機構の茅でございます。よろしくようお願いいたします。

それでは、配布資料の確認をお願いします。

●配布資料の確認

奥山室長： 写真撮影はこれで終了とさせていただきます。配布資料の確認でございますが、議事次第の後ろに配布資料一覧をつけさせていただいております。資料1が委員名簿、資料2が準備委員会の設置について、資料3が新しいクレジット制度の名称について、資料4-1が実施要綱の概要、4-2がその本体、資料5-1、5-2が実施規程、プロジェクト実施者向けと審査機関向けでございます。資料6-1、6-2がモニタリング・算定規程の概要、6-3、6-4がそれぞれの本体になります。資料7-1、7-2が方法論策定規程についての概要、7-3、7-4がそれぞれの本体になります。最後に資料8が今後のスケジュールでございます。

資料の不足等がございましたらお申し付けください。

議題2. 本委員会の設置及び運営方法について

茅委員長： それでは、議事に入りたいと思っております。

議題2「本委員会の設置及び運営方法について」事務局から説明をお願いいたします。

飯田室長： 資料2、「新しいクレジット制度準備委員会の設置について」を御覧ください。

まず、委員会の目的ですが、今も奥山室長からもありましたが、平成24年8月に取りまとめられた「新クレジット制度の在り方」を踏まえまして、新しいクレジット制度を運営するための必要な規程などについて、皆様の御意見をいただきたいということでございます。

委員の構成は18名で、委員長1名及び委員長代理1名を置くということでございます。

会議の公開ですが、原則として公開ということでございまして、資料、議事録については終了後ホームページなどによって公表するというところで考えておりますが、個別の事情がございましたら、公開、非公開の判断については委員長に御一任ということで考えております。

開催頻度・スケジュールですが、2回程度と考えておりまして、1回目は本日ですが、文書に関する御審議をいただきまして、2回目は4月の中旬に予定しておりますが、制度文書に関する審議をもし必要があればさせていただきます。その後方法論に関するご審議をいただきたいと考えております。

茅委員長： ありがとうございます。
 今の点につきまして何か御質問はございませんか。

議題 3. 新しいクレジット制度の名称について

議題 4. J-クレジット制度実施要綱について

議題 5. J-クレジット制度実施規程について

茅委員長： それでは、議題 3 「新しいクレジット制度の名称について」、議題 4 「J-クレジット制度実施要綱について」、議題 5 「J-クレジット制度実施規程について」は関連でございますので、まとめて事務局から説明をお願いします。

飯田室長： 御説明いたします。
 資料 3 「新しいクレジット制度の名称について」を御覧ください。
 新しいクレジット制度の名称を以下のとおりとしたいと考えております。「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度」これが正式名称でございますが、略称としましては「J-クレジット制度」としてはどうかと考えております。

趣旨でございますが、クレジットということについては、ある程度一般化している一方で、なじみのない方にも広く本制度を知っていただくために、正式名称は別に定めましたが、クレジットという言葉を使い、かつ呼びやすさの観点から JAPAN の頭文字である「J」を使用した略称を設けてはどうかというのが資料 3 でございます。

続きまして資料 4-1 「J-クレジット制度実施要綱（案）の概要」を御覧ください。本体の資料は後ろについていますが資料 4-2 「J-クレジット制度実施要綱（案）」、それから 5-1 「実施規程（プロジェクト実施者向け）（案）」、5-2 「実施規程（審査機関向け）（案）」の 3 冊は相互に関連があるということで、資料 4-1 でまとめて概要としておりますので、この概要版に基づきましてポイントを御説明したいと思います。

まず、第1章関係でございますが、制度設計の方針でございます。こちらにも奥山室長が冒頭のごあいさつの中で触れていただいておりますが、新クレジット制度の在り方の取りまとめの中で掲げてありました4つの基本方針でございます。

改めて御説明させていただきますと、両制度の優れている点を取り入れて、相互補完して多様な主体が参加できる制度とする。環境の観点から見た信頼性。使いやすく適用範囲の広い利便性のある制度の両立を図っていくということ。それから、地域資源を活用していき、国際的にも評価されるようなものにするということ4つのものが基本的な方針ということで改めて掲げてあります。

続きまして制度の文書体系です。

文書の体系は図のとおりでございます。本日はこの①～④について御審議いただきたいと考えております。

①はこれからご説明いたします実施要綱でございますが、基本的な制度の大枠について規定してございます。その中でも追加性など、やや細かいテクニカルな点につきましては②の実施規程（プロジェクト実施者向け）、（審査機関向け）ということでございます。そのほかに、モニタリング・算定規程もかなり技術的な内容でございますので、別途文書で定めてございます。④の方法論策定規程につきましては、今60本ぐらい考えておりますが、方法論を作るための作り方のガイドラインを定めたものでございます。

この①～④について本日御審議いただきまして、これに基づきまして次回方法論を御議論いただきたいということでございます。

なお、⑥で約款でございますが、これは我々制度運営者とプロジェクト実施者、あるいは審査機関が契約を締結していただくような形のものでございます。

2ページ目に、今申し上げたようなことがそれぞれの文書の規定内容として表の形で掲げております。文書の名前、それぞれの規定内容、どんな方に利用していただくかというのをまとめたものでございます。

3. J-クレジット制度の原則がございまして。原則として、ダブルカウントを禁止するという、国際規格への準拠ということでISO14000シリーズに準拠した制度とするということが大きな原則として2つ規定してございます。

4. J-クレジット制度の対象がございまして。プロジェクト実施者については特に制限は設けません。プロジェクトにつきましては2013年4月以

降に実施される取組を対象といたします。

3 ページ目は対象となるガスの種類ですが、温対法に規定されている 6 つのガスを書いております。なお、温対法は現在改正法案の検討中ですが、京都議定書の改定に合わせて三フッ化窒素を規定することが改正案の中に入れておまして、これが通りましたらそのガスも恐らく規定されることになろうかと思っております。

4 番の認証対象期間ですが、認証対象期間の開始日はプロジェクト登録の申請日もしくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日とするということにさせていただきたいと考えております。終了日は 2020 年度末、2021 年の 3 月 31 日ということでございます。

クレジットの保有者の制限は特に設けないということでございますが、5 番でクレジットの活用先でございますけれども、低炭素社会実行計画、温対法、省エネ法に基づく共同省エネの報告、カーボン・オフセットに使えることとするということでございますが、ただし、低炭素社会実行計画に参加している事業者が創出したクレジット、あるいは森林のクレジットにつきましては、低炭素社会実行計画の目標達成のためには活用することはできないということで、これは夏に御議論いただいたことを書いてございます。

4 ページ目、実施要綱の第 2 章につきましては運営体制について規定してございます。

体制及びそれぞれの業務ですけれども、まず制度管理者は、制度文書の決定・改廃、プロジェクトの登録、認証、制度運営といった業務を行わせていただきます。

J-クレジット制度運営委員会は、制度文書及び地域版の J-クレジット制度の承認に関する審議を行う場でございます。原則公開ということでございます。制度文書の中には方法論も含まれますので、方法論の新設、あるいは改廃を行うときには、こちらの制度運営委員会で御審議をいただくこととなります。

J-クレジット制度認証委員会、これはプロジェクトの登録、個別のクレジットの認証に関する審議でございます。投資回収年数などの話がありますので、議事は非公開とさせていただきたいと考えております。

審査機関でございますが、プロジェクトを登録する際の妥当性確認、あるいはクレジットを認証する際の検証というものを行っていただく機関でございます。

運営委員会、認証委員会、ともに委員会は 5 人以上 15 人以内で任期は 1 年、委員長及び副委員長を置くということで、互選によって選任いただく

ということでございます。

委員会の運営につきましては総数の3分の2以上の出席が必要で、過半数で議決を行っていただきたいと考えております。

7番は特に審査機関の登録要件について規定しております。妥当性確認及び検証を実施できる審査機関につきましては、ISO14065 認定を取得した機関でなければならない。それは認定分野ごとに認定を取っていただくということで、エネルギー由来、工業プロセス、家畜、森林などに含まれるその分野の方法論だけ妥当性確認及び検証を実施していただくことができるということですが、まだ認定事業がそれほど普及していないということもありまして、暫定的な措置として ISO14065 認定の申請をしていて文書及び記録のレビューがあつて、本部などにおける審査まで終了している場合には審査機関としての登録ができるのですが、有効期間は2年以内ということでございます。

もう1つは、3機関に満たない認定分野につきましては、気候変動枠組条約の中で CDM、あるいは JI を審査することができる DOE 又は AIE として登録されている機関であればこちらの審査機関にも登録することができるということでございます。

続きまして第3章ですが、手続につきましてフロー図を御覧いただきますと、これは J-VER、国内クレジットともに基本的にはこの流れでございますが、まずプロジェクトの計画を作る段階、どんなプロジェクトにするかということでプロジェクトに合った方法論を見ていただくのですが、この方法論がもしなければ新しい方法論を申請していただくということで、プロジェクトの計画を作つていただいて、プロジェクトを登録する前には審査機関の妥当性確認を受けていただきます。妥当性確認が終わりましたら、運営委員会で審議、登録のプロセスに入ることでございます。

実際に登録されますと、日々お仕事をさせていただきながらモニタリングをしていただくということで、クレジットを発行する前に審査機関の検証を受けていただき、認証申請をしていただき、認証委員会で審議されて認証されてクレジットが発行されるという流れになっているわけでございます。

この流れごとに実施要綱と、実施規程でいろいろ決めてございます。

次のページを御覧いただきますと、左側の箱に実施要綱で規定してあることが書いてありまして、真ん中の実施規程でその実施要綱の規定内容を具体的に説明しております。実施要綱に基づきますと方法論を策定してプロジェクトの計画を作るということでございますが、先ほど申し上げたよ

うなことが実施規程のほうでも規定してございます。

続きましてプロジェクトの要件でございますが、削減系は5つ、森林系は6つございます。①日本国内で実施すること、②2013年4月1日以降に実施されたものであることとありますが、③で追加性を有することというのがございます。この追加性の判断方法につきましては、実施規程で具体的に規定してございます。

追加性の有無につきましては、原則として経済的障壁の有無によって評価をするということでございます。その経済的障壁でございますけれども、設備の導入を伴う場合には設備投資費用から補助金があれば補助金額を引いたものを設備の前後での年間ランニングコスト削減額で割った値、つまり投資回収年数が3年以上であることが経済的障壁の判断基準でございます。

設備の導入を伴わない場合、これは燃料転換などですが、プロジェクトの実施後にランニングコストが増加するというものを経済的障壁の判断基準にしてはどうかと考えております。

一方で、投資回収年数が3年未満であっても、例えば方法論において一般慣行障壁による追加性の証明が認められている場合には、その有無によって評価することもできるということ、それから追加性の有無の評価が不要とされていて、ポジティブリスト化されているような場合については、個別の追加性の評価を行わなくても、追加性を有するものと見なすことができるということでございます。

なお書きでございますが、法律などで設備の導入が義務付けられている場合は、このクレジット制度がなくても導入しなければならないということで、追加性がないということでございますので、本制度の対象プロジェクトとすることはできないということでございます。

④、⑤は飛ばしまして⑥森林管理の場合ですが、永続性担保措置の話も要件として書いてございます。森林プロジェクトの実施者は、永続性担保の観点から次の義務を履行するということが条件でございます。1つは2030年度までの間に土地の転用及び不適切な主伐などの吸収効果を消失させるような行為は行ってはいけないということ。2つ目は、30年度までの毎年度、森林施業計画など文書の写しを制度事務局に提出していただくこと。3つ目に、プロジェクトが登録された日から30年度までの間は、その当該プロジェクトの実施場所を譲渡した場合には、契約主体としての地位及びこれにかかる義務を譲受人のほうに継承していただく。4つ目、20年度の段階で制度終了時に森林の状況及び吸収量の累計を御報告いただいて、それが予定されていた量に達していなければJ-クレジットを制度管

理者に補填していただくということが条件でございます。

また、プロジェクトの実施場所にかかる各種権利（土地所有権、入会権）があれば、その保有者に対して、同じ①及び③のプロジェクト実施者と同様の義務を負うことについて合意した文書をプロジェクト計画書に添付して御提出いただきたいと思いますと考えております。

これらの義務が不履行とみなされた場合は、プロジェクトの実施者に相当量のJ-クレジットを補填していただきたいと思いますと考えております。

なお書きでございますが、自然災害などがあつた場合に備えまして、森林管理プロジェクトから発行するJ-クレジットのうち3%をバッファ管理口座に登録していただいて、保険的な扱いをしていただくというのが永続性担保措置の条件でございます。

⑦本制度の定める事項に合致していることということでございまして、プログラム型について規定してございます。

プログラム型プロジェクトにつきましては、運営管理者をしっかりと置いていただいて体制を整えていただくということ。それから運営管理者は次の条件を満たしていることを確認していただくということで、プログラム型とはいえ、個々の活動がきちんとプロジェクトの要件を満たしていることを確認していただきたいと思いますということでございます。ただ、1つ1つのプロジェクトについて妥当性確認を受けるということは必要ございません。

個々の削減活動がほかのプロジェクトとして二重登録されていないこと、500t以下であること、全部の削減活動に適用される方法論が共通であることといった点についてきちんと確認していただきたいと思いますと考えております。

以上が要件でございますが、こういう要件に合致しているということになれば、次はプロジェクトを登録する段階に入ります。プロジェクトを登録するときには、まずその前に妥当性確認を受けていただく必要があります。

妥当性確認につきましては、実施規程を御覧いただきますと、妥当性確認機関というのは、いろいろな文書に従って、様式に基づいて作成されているかということを確認いただくわけですが、妥当性確認の保証水準は合理的水準ということで、いわゆる善管注意義務を果たしたものと見ていただくということでございます。

重要性の基準でございますが、ブレについては排出削減見込み量の5%までという水準できちんと確認していただきたいと思いますということ。その上で妥当性確認機関はいずれかの意見表明ということで、無限定適正意見は合格、不適正意見は不合格、意見不表明はいろいろなことがわからないので意見

を言えないという3つのいずれかの意見表明を最終的には行っていただきたいということでございます。

妥当性確認を受けましたら、審議・登録、モニタリング・算定と移っていきまして、具体的なクレジットの認証に当たりましては検証を受けていただくこととなります。真ん中にその検証のことも書いてありますけれども、基本的には妥当性確認と同じですが、ここではきちんとプロジェクト計画書どおりにモニタリングが実施されていて、削減量の虚偽記載などがないようにきちんと文書などで確認をしていただきたいと思いますと考えております。

保証水準、重要性の基準は同じでございます、意見表明も基本的に同じ考え方でございます。

以上が実施規程の具体的な手続に基づく話でございます。

8ページにはその後のことが書いてありまして、また実施要綱に戻るわけですが、J-クレジットの管理ということで、制度管理者側でJ-クレジット登録簿を作成するという。プロジェクトの取消しができるということ。11番で地域版のJ-クレジット制度ということですが、都道府県J-VER制度というのがありましたが、これの後継でございますけれども、地域版J-クレジット制度というものによって認証されたクレジットというのは、本制度のクレジットと同じように活用できるということでありまして、一方で運営主体としての承認の有効期限を毎年度更新するということでございます。

それに加えまして年に1回以上、制度管理者側で現地確認を行うということを考えております。

9ページは基本文書からの逸脱行為を行った場合の措置でございます。

まずはすべてのプロジェクト実施者に共通な話といたしまして、プロジェクト実施者が基本文書に違反したと認められる場合には、プロジェクトの登録を抹消できて口座を凍結することができるということでございます。

2つ目に、是正措置に関する説明であるとか、必要な証拠などを提出いたしまして、この是正措置の内容が妥当だということになれば、先ほどのプロジェクトの登録抹消にかかるプロジェクトであっても、その登録申請を受理して、口座も使えるようにするということでございます。ただし、繰り返し文書に違反する、あるいは刑事罰にかかわるような悪質な違反などを行った場合につきましては、再度プロジェクトの登録を抹消して、是正措置があろうとなかろうと1年間は新たなプロジェクトの登録の申請を拒否したり口座の凍結をすることができるということにしてはどうかということを考えております。

3番目に、二重登録、二重認証というものが明らかになれば、40営業日以内に同量のクレジットの取消しを行うことを求めることができ、それに従っていただかない場合には口座の凍結ができるということでございます。

これに加えて、森林管理プロジェクトにつきましては、永続性担保措置にかかる義務不履行が認められる場合には、同じように40営業日以内にクレジットの取消しを求めることができ、応じていただけない場合には口座の凍結ができるということでございます。

一番下の審査機関につきましては、基本文書に違反したと認められる場合には、登録の一時停止を行うことができるということございまして、この場合、すでに開始しているいろいろなもの以外につきましては新しい仕事をするできないということでございます。

ここで、すでに開始していると書いておりますが、補足いたしますと、契約締結に至っていないものはだめで、契約締結してしまったものは、その部分については妥当性確認や検証を行うことができるということでございます。これについて説明及び必要な証拠を提出された場合には、一時停止を解除することができるということでございます。

以上が逸脱行為の話でございます。10ページを御覧いただきますと、経過措置でございます。

国内クレジット及びJ-VER制度で、それぞれすでに登録済み、承認済みのプロジェクトがあるわけですが、こちらにつきましては移行届を提出していただきましたら、8年間はこのプロジェクトに起因するクレジットの認証を受けることができるということございまして、その際に従うべきルールは旧制度のルールだということでございます。

8年が過ぎればおしまいということでございますが、まだ使えるということであれば、これは更新の申請を行っていただくことができます。ただし、その更新に当たっては、最新の制度文書に従って行っていただくこととなりますので、方法論などが変わっていれば、新クレジットの方法論に従ってきちんとクレジットの削減量などについても認証するというところでございます。

経過措置により発行されるクレジットはJ-クレジットということですが、ただ、このクレジットの活用先については出自が国内クレジットである場合、J-VERである場合、これの元々のルールに従って活用できるということにしてはどうかと考えております。

14番も経過措置の一種ですが、今年度すでに設備の更新や新設を行った方々がいらっしゃるわけですが、最終年度ということで、躊躇しておられる方もいらっしゃるかと承知しておりますので、13年度中に限って、新しい

制度のプロジェクトとして登録の申請を行うことができるということでございます。ただ、当該プロジェクトの認証期間は J-クレジット制度の規定に基づきますので、申請日又はモニタリング開始日の遅いほうからクレジットが発行されるということになります。

以上が資料 4-1 の説明でございまして、4-2、5-1、5-2 について概要で御説明申し上げます。

茅委員長： ありがとうございます。

 では、今の説明に対して御質問、御意見ございますか。

小林委員： 2点お聞きしたいと思います。

地域版 J-クレジット制度についての確認ですが、従来は J-VER 制度では都道府県 J-VER 制度ということで、主体の対象は都道府県でしたが、今回の制度では、市や町のレベルでもできるのでしょうか。もしできるのであれば、例えば都道府県とどこかの市が組むということも可能なのでしょうか。

奥山室長： お答えいたします。

 具体的に申し上げますと、資料 4-2 の 15 ページ、3.5.1 に、対象者がございます。下記のいずれかの主体ということで地方公共団体、又は複数の地方公共団体の集合体ということにしておりまして、つまり、市町村、あるいは広域連合のようなところであってもできるということにしておりません。

小林委員： もう 1 点はクレジットの活用先ですが、資料 4-1 の 3 ページのクレジットの活用先の一番下のパラグラフのところで、森林管理プロジェクトに由来するクレジットについては低炭素社会実行計画の目標達成のために活用することはできないというところですが、これはさまざまなダブルカウントの問題等からしてもやむを得ないかと思っておりますが、本来はぜひ使えるようにしていただきたいと思っております。これを活用することができない場合は、この低炭素社会実行計画の目標達成に繰り入れることはできないということで理解できるのですが、その場合、この達成計画の報告を当然お出しになるわけですから、そこに注書きなり特記事項として、削減した量はこれだけども、それ以外に J-クレジット制度でこれだけの吸収に貢献しているという一文を入れるようなことをして、全体として排出削減吸収量の増大に貢献しているということが表わせるようにしていただければいいのではないかと思います。もちろんこれは経団連等の御意向もあろうかと思うのですが、多分こういうことについては経団連でも抵抗はないのではないかと思います、いかがでしょうか。

飯田室長： 　　ただし書きにつきましては、夏の取りまとめの段階でこのような結論になったので、念のため書いてあるわけですが、今のお話は、多分クレジットの話というよりは低炭素社会実行計画をどうするかという話だと思っ
ていまして、低炭素社会実行計画でそれを作るか作らないかでこのクレジットを使うのを認めるかどうかということになっていきますので、事業者さんともお話をしてみまして、書きたいという人は書いていただいてもいいのではないかと思います。あくまでもこれは自主行動計画というか、ボランティアにそうするという話なので、事業者さんがそれをおやりになっていただくかどうかという問題だと思っております。

茅委員長： 　　私も大体そういう趣旨ではないかという気がいたします。

二宮委員： 　　2点ございます。1点は、今御説明いただいた経過措置の件です、モニタリングを開始した日から8年間継続するということですので、このJ-クレジット制度とともに旧制度である国内クレジット制度、あるいはJ-VER制度も2020年まで動いて認証を続けると、3本同時並行でこれから8年間走るということになります。3本の制度が同時に走るとややこしいことになるのではないかという点です。

2点目は資料4-2の7番、審査機関の登録要件のところ、妥当性確認及び検証を実施できる機関はISO14065認定を取得した機関でなければならないということですが、この認定というのは日本で認定を取った組織という意味なのではないでしょうか。それとも、これは世界中で認定していますので、海外で認定を取られた組織もあるかと思いますが、これはどこで認定を取ってもいいという性格のものなのか、それとも日本で取ったものであるのかという点を確認したいと思います。

飯田室長： 　　経過措置のところは、一応J-クレジット制度になりますので、口座の管理などにつきましてはJ-クレジット制度の中に入るわけですが、認証のルールというのは、そうしておかないと、例えばJ-VERのルールと国内クレジットのルールは若干違うので次回方法論を御審議いただくのですが、新しい制度でもしやるのであれば、全部新しい認証を取っていただければいいと思いますが、そういう類のものではなくて経過措置的にずっと使うのであれば、やはり前のルールでということになりますので、できるだけ実態の混乱がないように、環境省さんからも随分そういう御指摘をいただいていますので、登録管理は1枚のところで見るとするということにはしたいと思いますが、ルール上は経過措置なので仕方がないのではないかと思います。

二宮委員： 　　認証は続くのですか。

飯田室長： 認証は続くことになります。ニワトリはどんどん卵を産むことになって
いますので、そういう形になります。

奥山室長： 2点目についてですが、資料4-2の11ページ、2.5.1 審査機関の要件に
なりますが、「わが国におけるメンバーによる～」ということで、とりあえ
ず今のところはJABという形になります。

松橋委員： 新クレジット制度立ち上げに当たりまして、何度も準備のときから申し
上げているのですが、各省庁がそれぞれの立場を超えて、ここまで御尽力
されたことに何度も何度も敬意を表したいと思いますし、もしこの場にメ
ディアの方がおられれば、行政の悪いところを批判することには熱心です
が、これだけ縦割の垣根を越えてやったということは画期的であるという
ことをぜひ御認識いただいて、メディアでもしっかりとそこを取り上げて
いただけるとありがたいと思います。

2番目のネーミングの点ですが、J-VER と国内クレジットというのがある
意味で統合されているということで、ネーミングはとても大事だと思っ
ておりまして、国内VERというの発展しそうな感じがいまひとつしないの
ですが、J-クレジットというのは非常に感じもよくて、これから大きな
将来性を感じるということで、こういったこともとても大事だと思います
ので、ぜひ発展していただきたいと思います。

二宮委員が御指摘されたところで、確かに移行措置で、それぞれのもの
が最大8年残ってしまうという面はあるのですが、この心は、それぞれの
ものを残したいということではなくて、恐らくこれだけ苦労した末の産物
ですから、ここは本当にわれわれも昔どっちをやっていたということでは
なくて、これからの新クレジットの下での何々ということでぜひ考えてい
きたいと思うのですが、やっている方々の便宜を考えてやっておられると
いうことだと私は解釈しております。

先ほど小林委員からありましたクレジットの活用先が低炭素社会実行計
画のためには、クレジットとか森林管理に起因するものを活用できない。
これはある意味では旧国内クレジットで環境自主行動計画のためには、も
ともとそこに宣言をしている大企業等はできなくて、そこに参画していな
い中小企業や学校、病院がそこに参画しますという部分を引き継いでいる
わけですが、一方でJ-VERのカーボン・オフセットというものもここには
ちゃんと書いておりまして、カーボン・オフセットするだけであれば、低
炭素社会実行計画に参画している企業も大いにやってよろしいと。したが
ってその文言にわが社はこういうことを森林でやりましたということを書
くことは私は全く差し支えないのではないかと考えておりまして、まさに
両者のいいところを使用して、引き継いでいるのではないかと考えており

ます。という認識で一応よろしいでしょうかという確認だけあとでお願いいたします。

1点だけ質問させていただきますと、地域版の J-クレジットという、これも地域、地域が各々の長所を、あるいは地方自治体等が地域のよいところをくみ上げ、必要なものを咀嚼してやっていくということは素晴らしいと思いますが、これについても J-クレジットの認証委員会のほうで認証していくのかどうか、地域版は別のところでされるのか、それだけ確認させていただければと思います。

奥山室長： 地域版 J-クレジットのほうですけれども、個別の認証につきましては、地域に下ろしてやっていただくということになります。われわれのほうでやるものは、運営主体についての承認というところでして、あとはその運営主体にお任せするという仕組みになっております。

飯田室長： 前段の低炭素社会実行計画との関係で、オフセットのほうは使えるということでございまして、それは松橋先生に整理していただいたとおりでございます。いろいろ過分なお褒めのお言葉をいただきまして、事務局一同感謝しております。ありがとうございます。

棕田委員： 今回の実施要綱案は、昨年 8 月の報告書をかなり忠実に反映していただいておりますので、内容について全く異存はありません。

私は国内クレジット制度に関わってきたのですが、今回共同実施者という概念がなくなりました。共同実施者というのは大企業が中小企業等に対して技術や資金の支援をしながらプロジェクトを進めていくと同時に、クレジットの出口についても保証していくということで、国内クレジットを促進する上で大変いい制度だったと思います。今回それがなくなってしまうので、それに代わるようなマッチング等を行うような政策的な支援を国としてしっかり行っていただければと思います。これは要望ですけれども、ぜひよろしく願いいたします。

今回の制度と低炭素社会実行計画の整理につきましては、松橋先生がおっしゃったとおりだと思っております。

飯田室長： これにつきましては、議論を少し奥山室長ともしているのですが、ぜひ関係省庁も含めて、マッチングですとか需要をしっかりとつかまえられるような、あるいは需要を開拓していけるような別途のいろいろなことも考えながら、どんどんこの J-クレジットが発展していくように、関係省庁でまたいろいろ議論していきたいと考えております。

小林委員： 地域版クレジットについて再度御質問と要望をしたいと思うのですが、まず 1 点目は、現在の都道府県 J-VER に比べて、少し運営について厳しく

なっている点もあるのではないかと思うのですが、それはいいのではないかと思います。運営主体が適切にスキームを運営しているかどうかを確認するために年に1回以上制度管理者が実施確認を行うということで、現在のJ-VER制度、都道府県クレジットではそういうことはないのですが、実際にはどうということをおやりになるのでしょうか。

もう1点は、資料4-2の3.5.6地域版クレジットの管理の「また、地域版運営主体が、地域版Jークレジット分の～」の最後の3行について、どのように解釈するのか御説明願いたいと思います。

要望ですが、私自身、実は現在の都道府県J-VERで新潟県と高知県のお手伝いを当初から行っておりますけれども、残念ながら現在は2つしかないのですが、地域版というのは地方分権その他の面から非常にいいと思いますので、今後進めていくべきだと考えております。したがって、このJークレジット制度が出発する時点で、ぜひ国のほうからいろいろ支援策を取っていただきたいということをお願いしたいと思います。

もう1つは、支援策とともに地方版クレジットの活用先について、できるだけ制限を設けず、幅広く使えるように、これは各地域の要望を聞いて御検討願いたいと思います。

奥山室長： 最初の運営の確認の関係ですが、基本的にあまりおおげさなことは考えておりませんで、例えば都道府県がやっている認証委員会に参加して、適切に運営が行われているのかどうかということを見させていただくような簡単なことを考えております。

2点目の17ページの3.5.6の下3行ですが、これはあくまでJークレジットではない形の証書等として何か使用する場合にはきちんとダブルカウントを防止するようということここでここに書いてあるということでございます。

地域のJークレジットの活用は、まさに需要を興すという意味でも非常に重要なことだと思っております。地産地消という観点からどういったことが我々として支援できるのかということこれから一生懸命考えていきたいと思っておりますので、御協力をよろしく願いたいと思います。要望は真摯に受け止めて対応していきたいと思っております。

大塚委員： 先ほど松橋委員がおっしゃいましたが、私も両省がまとまってこういうものができたことに対して大変よかったと思っております。さらに両方の優れたところを取ると言われていて、実際そういう面はありまして、例えば合理的保証を必要としているところや、主体に関しては制限しないで、しかしダブルカウントは防止しているところなど、かなりいいもの

になっていることを評価したいと思います。

一般的なことで一言だけ申し上げておきますと、J-クレジットという名前は私もこれでいいと思っているのですが、当然二国間クレジットのほうも似たような名前なので、混同する人が全くいないわけではないということは若干心配でして、むしろ二国間クレジットに「J」がつきますとJAPAN だと思ってしまう人もいとイメージとしては必ずしも国際的にはよくないかもしれないので、二国間クレジットのほうをむしろ考えていただいたほうがいいのではないかと個人的には思ったりしますが、この会議で言うことではない気もするので、個人的な意見として多少気にしているということを申し上げておきます。

亀山委員： 要望を1点申し上げたいと思います。

この2つの制度の統合ということで、私もすごくいいとこ取りの制度だと思っておりますが、1つ簡易化することでなくなってしまいましたのは、特にJ-VERのほうであったと思うのですが、クレジットが一体どういうプロジェクトで出てきたものなのかという色分けがなくなってしまうわけです。もちろんそれはいいところと悪いところがあると思うのですが、今後、需要を創出していく上では、もしかしたら、このクレジットはどのような削減方法で削減したことによって生み出されたクレジットなのかということがわかったほうが魅力的な場合があります。先ほどから地域版クレジットの話が出ていますが、御当地クレジットのような売り出し方も一般の方々に関心を持っていただく上で非常に重要な観点だと思いますので、これは需要の創出という観点から、今後御検討いただきたい点なのですが、どうやったら一般の方にも魅力的に受け入れられるような制度になるか、是非御検討いただきたいと思います。

飯田室長： ありがとうございます。

まさにそのことは、夏の検討会でも議論されておりまして、登録簿を作るときに、どの分野で出てきて、どういう由来のものかということがちゃんとわかるようにして、それをわかりやすくホームページに載せるなど工夫させていただいて、地域や森林系などの人気のあるものもあると思いますので、そういうのがわかるようにする。

それから、先ほど少し議論がありましたが、J-VER 由来の経過措置案件に出てくるものや国内クレジット由来のものなどは、少し色分けをして由来がわかるようにして、使っていただける方に情報として見ていただきたいと思っておりますので、これから運用のほうでしっかりやっていきたいと思っております。

- 茅委員長： これから新しいJ-クレジットの運営委員会が始まりますので、そこでよく考えていただきたいと思います。
- 松橋委員はよろしいですか。
- 松橋委員： 今回の御説明は大賛成で、ある種のクレジットにはプレミアムがつくとか、そういうことが起こる可能性がありますので、是非検討していただければと思います。
- 小林委員： 私も同意見です。
- それから、3ページのクレジットの保有者には制限を設けないということですが、海外企業もしくは外国人でもできると考えてよろしいわけでしょうか。
- 飯田室長： 日本国内で実施されているプロジェクトであることは必要になりますが、個人がどうかは想定していないかもしれませんが、外国系の企業の方がそれをお持ちになられたりするということは問題ないと思います。
- 小林委員： ということは、この制度のポイントの④として、国際的にも評価されているので国際的に広げていこうということがありますので、これは当然今後の検討課題だと思いますが、将来、二国間クレジット等、クレジット化された場合、この制度が受け皿になり得るのかどうかということもありますし、それによって海外からの関心の度合いも違うと思いますので、第一歩としてこれが外国にも保有を認めるのはいいことではないかと私は考えております。
- 飯田室長： まさにその点は非常に大事だと思っております、J-VER にせよ国内クレジットにせよ、今回のJ-クレジットにせよ、こちらのほうが制度としてはかなりかつちり先にスタートしております、ISO を意識しているということもあるのですが、要するに二国間クレジットのほうは、もちろん方法論など粗さに違いはあるのですが、基本的な考え方は多分そろえてあって、両方相互に流通可能なようにするというのは非常に大事だと思っておりますので、それは二国間クレジットをこれから作っていくならこっちを勉強してからやってくれということは今言っております。
- 二宮委員： 外国法人も登録簿に口座開設できるということの意味ですが、よろしいですか。J-VER でも二国間クレジットでも、国別登録簿でもやっていないことなのですが。
- 飯田室長： 外国籍の日本法人ではなくて、外国法人そのものということですか。
- 二宮委員： 今、日本国内に本店を有する日本法人という限定をかけていたと思うのですが。
- 飯田室長： そのイメージでしたが、今おっしゃっているのは外国法人そのものですか。

- 二宮委員： 松橋先生がおっしゃったのはそういう意味だと思います。それは新しいことなので確認したいと思います。
- 奥山室長： 日本の住所に何らかの根ざしているところがあれば、外国の法人の定義がどうなるのかにもよるのかもしれませんが。
- 二宮委員： では今と変わらないですね。
- 奥山室長： そういう意味では変わりません。
- 茅委員長： 要するに、日本に何らかの形できちんと根付いていればよろしいということだと思いますのでよろしくお願いいたします。
ほかになければ次の議題に移りたいと思います。

議題 6. J-クレジット制度モニタリング・算定規程について

議題 7. J-クレジット制度方法論策定規程について

- 茅委員長： 次は、議題 6「J-クレジット制度モニタリング・算定規程について」、議題 7「J-クレジット制度方法論策定規程について」は関連がございますので、この 2つを事務局から説明していただきたいと思います。

- 飯田室長： それでは、資料 6-1、6-2、7-1、7-2 についてご説明申し上げます。
まず、資料 6-1 を御覧ください。これはモニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）（案）の概要でございますが、本体は資料 6-3 の文書で、これの概要をまとめたものでございます。
まず、排出削減プロジェクト用のモニタリングでございますが、モニタリング項目は大きくは以下の 2つということで、1つは活動量で、それをどれくらい使ったかを CO2 換算するための係数の 2つが大きくモニタリング項目でございます。
最初の活動量でございますが、プロジェクト実施者は方法論で特に指定されている場合を除けば、以下 3つを任意で選択することができるということで、1つ目は分類 A ですが、購買量に基づく方法ということで、電力会社、ガス会社、あるいはガソリンスタンドといった燃料供給会社が計測した供給量を伝票などによって把握するというやり方です。
それができなくて自分で計量法に基づいた計量器で把握するという分類 B。
3番目は分類 C で概算ということで、例えば蛍光灯のように 1個 1個については計量メーターがついているわけではないのですが、定格電力×稼働時間で把握するというやり方の 3つでございます。
最後の分類 C につきましては、実際の値と比較して保守的な値となるようなモニタリング方法にしなければいけないということが書いてございま

す。

係数のほうですが、次の3つの分類ということで、モニタリング項目ごとに選択できる分類が異なるわけですが、分類Ⅰといたしまして実測ということで、JIS 準拠の試験方法などによって把握するもので、ボイラーの効率を測ったりするようなやり方でございます。

分類Ⅱは第三者からの提供値を利用する方法ということで、次に出てきますが、例えば都市ガスのようなばらつきが多くてデフォルト値を使えないような場合は燃料供給会社から提供された資料によって把握するというやり方。

分類Ⅲがデフォルト値ということで、この規程、あるいは方法論ごとに個別に定められている値を使っていたきたいわけですが、最初に化石燃料のデフォルト値ということで、例外的にばらつきが大きい固体燃料や都市ガスなどについては燃料供給会社からの係数を用いるのですが、それ以外の場合につきましては、以下のデフォルト値、こちらが原則になりますけれども、まず単位発熱量につきましては総合エネルギー統計の値、CO2 排出係数については日本国温室効果ガスインベントリ報告書の値ということです。

電力につきましては、デフォルト値ということで、これは現在の国内クレジット及び J-VER と同じですが、全電源平均排出係数又は移行限界電源方式のいずれかを選択するというところでございます。

移行限界電源方式につきましては、これも既存制度と同じでございますが、0年～1年目までは限界電源、1年～2.5年までは全電源と限界電源の平均値、2.5年以降は全電源ということでございます。

全電源につきましては、電気事業連合会の電気事業における環境行動計画の調整後排出係数の値、これは受電端ということで、国内クレジットはこれまで発電端でしたが受電端にするということでございます。

限界電源につきましては、「小規模電源の導入などによって代替される系統電力の排出係数の計算結果について」という国内クレジット時代の委員会の考え方をもとに公表されている「電力需給の概要」(最新版)から算定した値を適用するというはどうかと考えております。

最後にプログラム型プロジェクトにおけるモニタリングでございますが、これはサンプリング手法を適用することができます。

サンプリングの精度としては90%信頼区間かつ標本誤差±10%ということで、これはCDMと同じですが、これを満たすこととしてはどうかと考えております。

以上が6-1でございます。

続きまして 6-2、森林管理プロジェクト用のモニタリング・算定規程でございます。こちらも本体の資料は 6-4 になりますが、その概要を取りまとめたものでございます。

モニタリング方法の分類ですが、以下の 6 つの項目ということで、森林施業が実施される樹種別及び林齢別の森林の面積をまず見まして、その面積当たりの幹材積の年間成長量を見ます。この成長量をバイオマス量に換算するための係数に加えまして枝葉のバイオマス量を加算補正するための係数を見ます。それから根っこの部分、地下部を加算補正するための係数を見て、最後に林地の材積生産力を示す地位を見るということで、この 6 つについてモニタリング項目を考えております。

これらにつきましては、まずモニタリングエリアということで、①～⑤ までにつきましては森林施業、樹種及び林齢別にモニタリングエリアを設定しなければいけないということでございます。

地位につきましては、森林施業を実施した森林を一定の範囲でまとめてモニタリングエリアとすることができて、そのモニタリングエリアの地形及び林相等の代表性を有する箇所や位置でモニタリングプロットを設定して、その結果をモニタリングエリア全体に適用するというエリアの考え方でございます。

具体的なモニタリング方法ですけれども、①の面積につきましては実測ということでございます。

②の幹材積成長量は、都道府県の林業試験機関などが作成した林分収穫表というものを使用していただくことが原則でございます。

6 の③～⑤の容積密度、拡大係数及び地下部率のモニタリング方法ですが、これらにつきましては原則として京都議定書 3 条 3 及び 4 のもとでの LULUCF の活動の補足情報に関する報告書の値を使っているということでございます。

7 の地位のモニタリング方法、⑥でございますが、実測により特定するというものでございまして、具体的なステップは次に書いてあるとおりということでございます。

以上が 6-2 の説明でございます。

続きまして、7-1 の方法論を御覧ください。こちらも本体は資料 7-3 でございますが、その概要をまとめたものでございます。

1 ページ目は、方法論にはこんなことを書いてくださいというのをまとめたものでございますが、体系は以下の体系に基づいてということで、エネルギー分野、工業プロセス分野、農業分野、廃棄物分野、この次に森林

がございますので全部で5つの体系ということになります。

方法論の構成ですが、番号を振って名称をつけて適用条件を書いて排出削減量の算定の仕方を書いて、プロジェクト実施後の排出量の算定の仕方、ベースライン排出量の考え方と算定の仕方、モニタリングの方法などを書きまして、付記がございますが、こちらでは例えば一般慣行障壁で認めてもいいものやポジティブリストにできるものがあればここに書くということでございます。

さらに附属書ということで、これはその中の特定のプロジェクトにのみ必要となる事項があればそこに書くということで、例えば自家発電を使用する場合の電力排出係数の算定方法などはここに書くということでございます。

次に、排出削減量及びベースライン排出量の概念でございますが、排出削減量というのはベースライン排出量をまず決めまして、それとプロジェクト実施後の排出量との差でクレジットを排出させるということで、ベースライン&クレジットの考え方だということでございます。

ベースライン排出量の設定の仕方ですけれども、まず更新プロジェクトについては、基本的に更新前の既存設備でどれだけ使っていたかということもベースラインにいたします。ただ、その仕様が取得できない、故障してしまっているという場合には新設と同様ということでございます。

新設のプロジェクトの場合には、相手方がございませんので、標準的な設備の使用に伴う排出量を考えます。標準的な設備の特定につきましては、設備の普及状況、経済性などを踏まえて設定いたしますが、その具体的な効率につきましてはトップランナー基準の値を設定して、それが設定されていない場合には3つ以上の設備の平均値ということを設定させていただきたいと考えております。

なお、トップランナー基準が将来に渡って先の話である場合には、現在の値とそのトップランナーの基準の値を線形補整してその間を結ぶ形で補正をしていきたいと考えております。

排出削減量の算定で考慮すべき排出活動、いわゆるバウンダリーでございますが、バウンダリーの中で、主要排出活動につきましては、きちんと算定式を定めてモニタリングをしていただくということ。それから付随的な排出活動、例えば太陽光発電設備のためのパワーコンディショナーや日射計などにつきましては、2ページ目の下の②でございますが、まず、以下をいずれも満たすものを方法論にはきちんと定めるということで、典型的な主要排出活動と、付随的な排出活動の例を取ってみまして、付随的なほうが1%以上になること、かつこれが計測できるものについては扱いを

考えるということでございます。

ここで、計測できるということの関係で申し上げますと、下の3つでございますが、例えば太陽光発電設備を製造したり運搬したりするということの排出活動、これは厳密に言えば差し引く必要があるわけですが、これですとか、あるいは化石燃料の精製運搬、中古品を使ったときのエネルギー消費量の増加分については厳密性を追求してモニタリングするということは非常に困難でございますので、これは計測可能な排出活動に当たらないということと考えてしたいと思います。

こうして影響度の見込みを事前に確認するわけですが、それが5%以上になってしまう場合には、しっかりモニタリングを行って排出量の算定を行っていただくということ。

これが逆に1%未満の場合には算定を省略することができるということで、真ん中の1%~5%の場合につきましては、排出量のときのモニタリングはやや細かいので省略することができるのですが、省略をした場合には、例えば事前の見込みで3%とあれば、その3%分は出てきたクレジットから差し引くといった形で算定を行うことにしたいと考えております。

次に、各構成要素の策定規程でございますが、まず適用条件ということで、当たり前ですがちゃんと排出削減に資する設備を導入していることや、法律に定めた義務によるものではないといったことが適用条件でございますが、追加の適用条件として、熱、電力などの場合には、買い取り（FIT）などで、例えば転売してしまったケースにつきましては、それは環境価値も移転するというのが原則的な考え方なので、自家消費分だけということでございます。

ただし、一部 RPS などでもある議論ですが、環境価値がプロジェクト実施者に帰属しているということが証明できて、ダブルカウントの防止措置がちゃんと取られているということが確認できれば、これはその限りではないという例外でございます。

それから、バイオマス燃料につきましては、未利用材というものを原料としているということが条件でございますが、これは国産材か海外産であるかは問わないということでございます。

モニタリング方法につきましては、一般的に想定されるものを例示するということでございますが、係数につきましては、デフォルト値の基本的なものはルールブックを見てくださいということで、個別の方法論のみで使うものについてはそれぞれの方法論で書いてくださいということでございます。

微生物などを使って、プロジェクト実施期間中に数値が変動する場合については、モニタリングの頻度をきちんと定めて、それ以外の値については目安を書いておくということで、要求事項と目安は分けて考えたいと思っております。

方法論の策定及び改定手続をプロジェクト実施者等からの申請に基づいて行うという手続のことが書いてあります。

以上が 7-1 でございます。

続きまして 7-2、森林管理プロジェクト用の方法論策定規程がございませぬ。本体は 7-4 でございますが、その概要でございませぬ。

方法論の体系は森林分野ということで、新しく別の体系でやるということでございませぬ。

方法論の構成、あるいは吸収量の概念、吸収量の算定で考慮すべき吸収、排出活動、基本的には削減系と同じでございませぬ。

次のページの策定規程の適用条件につきましても、森林特有のこととして書いてありますので御参照ください。

モニタリング方法や策定及び改定手続は削減系と同じでございませぬ。

以上 7-1、7-2 まで御説明申し上げました。

茅委員長： ありがとうございます。

最初に私から質問をさせていただきたいのですが、用語の問題ですが、ここに書いてある文章の中で、前にも出てまいりましたが「保守的」という言葉があるのですが、これは従来から法律的にきちんと定義された言葉なのでしょうか。例えば、「小さめに」とか「大きめに」というふうにはっきりわかる言葉ではなくて、ただ「保守的」と書いてあると、瞬間迷ってしまうということがあるのですが、法律的、あるいは慣用的に使われてははっきりしているのならばいいのですが、その辺はどうなのでしょう。

飯田室長： 最初にご説明申し上げた資料 4-2 の実施要綱がございませぬが、5 ページ目に、これは ISO からの言葉なのですが、用語の定義的なものを書いてございませぬ。こちらの一番下に「保守性」というのがございませぬして、「過大に評価されないことを確実にするような手順を定める」ということございませぬして、ISO14000 シリーズではこういう用語として使われているので、こちらでも使わせていただいております。「革新」とか「保守」というような特定の思想信条を書いたものではございませぬ。

茅委員長： わかりました。

それでは、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

山地委員： 6-1 と 6-3 でも説明されているところの係数のモニタリングは皆さんも何度も議論していると思いますが、特に電力のデフォルト値ですけれども、今回も、今までの継続性もあるのでしょうか、発電端を受電端に直したというところがあるのですが、やはり私が少し気になっているのは、6-1 と言いますと裏側の全電源のデフォルト値で、調整後排出係数の受電端の値を適用するとあるのですが、京都メカニズムで取得、償却したものというのは固定されるわけで、そうすると例えば電力需要を削減したというときに、実際に減る量としては京都メカニズムのクレジット分というのは影響を受けないわけです。そうするとやはりこれは調整前のほうが実態に即するのではないかと思います。

自分でやっけていてうろ覚えなのですが、確か、グリーン電力証書のときの扱いは調整前の係数を使うようにしたのではないかと思うのですが、今までの国内クレジット制度との連続性というのも多少あるのでしょうか、やはりこういう機会により適切なものに調整しているということはあると思うので、京都メカニズムの調整後としているのはやはり調整前のほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

飯田室長： 私もグリーン電力証書を担当していたのに忘れてしまいました、調整前にすると買ったクレジットの分は見かけ上ものすごく排出しているように見えるということでした…。

山地委員： 温対法にはもちろん反映させるのは調整後ですが、例えば省電力をした場合どれぐらい減ったかというときには、京都メカニズムクレジット分は償却した段階で固定されているので影響は受けませんよね。

飯田室長： どちらにしたほうがいいのか、にわかに決められないので少し考えます。

茅委員長： これはなかなか難しい問題だと思いますが、今日ここで決めなければいけないことはないと思いますので検討してください。

松橋委員： 今の電力の係数について1つと、資料 7-1 について1点質問させていただきます。

係数について、御承知のことと思いますが、いろいろな御苦勞、経緯がありまして、最終的には茅先生の多大な御尽力によって、初めて移行電源方式というのが生み出された経緯がございます。

ただ、もちろん期間等について、まだいろいろな議論があるやもしれないと思っております。当初の経緯等々を考えますと、これから 2020 年まで延びるに当たっては何らかの議論が発生する可能性はなきにしもあらずという気はするのですが、その場合にはそういうあたりの審議は制度運営委員会ですられるという理解でよろしいでしょうか。

2点目は資料7-1ですが、私が見落としておりまして理解が届かなくて申し訳ないのですが、3ページの3(1)の適用条件で、熱、電力等を生成するプロジェクトの場合というところで、認証対象は原則としてプロジェクト実施者が自家消費した熱及び電力等にかかわる排出削減量に限ることというくだりでございますが、例えばスマートエネルギーネットワークや、熱と電力を広域に利用するような、必ずしも実施者と消費者が一致しておらないようなケースの場合とか、あるいは共同省エネ行動と言いまして、例えば工場で余った熱を隣の施設などで熱利用するようなケースの場合は、自家消費ということではないかと思うのですが、この場合にはどうなっていくのか。括弧付きの解釈になるのかという点を質問させていただきたいと思います。

飯田室長： まず、係数の議論でございますが、こちらはモニタリング規程にかかわる話になりますので、基本文書ということで制度の運営委員会で議論されることになります。

次の共同省エネが行われる場合ですが、きちんと自分の分が計測されて自分の量がわかるようになっていけば、それはまず問題ないと思っております。通常金銭のやり取りがあると思うので、自分がどれだけ使ってあなたがどれだけ使ったかというのはわかるのではないかと思うのですが、全体でやるということの一方で、何人かで集まって申請するというのもできることになっていますので、例えばスマートコミュニティのようなあるエリアでということであれば、そのエリアで束ねて申請することもできますので、その場合にはあとは内部的な求償関係になりますので特に問題ないと思います。

橋本委員： 資料7-1のベースラインについてですが、私はこれまでの経緯を必ずしも十分理解できていない部分があるのですが、更新プロジェクトと新設プロジェクトに分けてベースラインを書きいただいているのですが、プロジェクトのほうで追加性ということが判断の基準になっていると思いますので、更新プロジェクトも新設プロジェクトも同じように新設プロジェクトの最初の項目に書いてあるような標準的な設備を特定して、それをベースラインに置くということではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

飯田室長： 実は更新プロジェクトというのは法定耐用年数との関係を意識しておりまして、法定耐用年数が残っていて普通なら使えるものをわざわざ取り壊して新しくするという発想になっていますので、標準的な設備ではなくて前に使っていた設備で実際使っていたエネルギー量があって、それを取り替えているので、それとの差で見ましようというのが更新の考え方になっ

ています。

新設のほうはそういうものがないので、標準的な機器にしましょうということになります。

橋本委員： 法定耐用年数を超えているものが新設になるのですか。

飯田室長： そうです。法定耐用年数の2倍を超えて、普通ならつぶれているはずのものが残っているものがあれば、それは新設扱いになって下のほうにいきます。2倍を超えて使っているようなものについては、それは仮に取り替えてやる場合でも更新ではなくて新設扱いとして審査をすることになります。そのあたりは方法論策定規程の本体には書いてありますがこの概要資料には書いておりません。

大塚委員： 資料7-1の3ページの3、熱、電力等を生成するプロジェクトの場合の括弧の中のことをお伺いしますが、「ただし、環境価値がプロジェクト実施者に帰属している状況が証明でき、ダブルカウント防止措置がとられている」ということですが、具体的にどういう場合かを教えていただきたいと思いますが、まず帰属しているというのは一般電気事業者との間での契約に基づいてということになるのでしょうか。具体例を教えてください。

飯田室長： 固定価格買取の場合には、当然ルールに基づきまして環境価値は電力会社に移転することになるわけですが、ルール上は固定価格にはせず環境価値を手元に残して、生電力と言いますが、従来の余剰電力購入メニューに基づいて電力会社などに売ったりすることもできることになっていまして、その場合には生電力分の価格でしか電力会社は買わないわけですが、環境価値は一応手元に残っていることになっていますので、したがってそれはその人が使ってもいいということでございます。ただ、その場合には電力会社のほうでも生電力の分までクレジットがついていると誤解をして調整後排出係数を出してはいけませんので、そこはちゃんと防止できているということが担保されていれば、その両方があれば括弧書きの中が適用されるということでございます。

大塚委員： 担保は契約でやるのですか。

飯田室長： そうです。電力会社に売る場合には電力会社との契約で担保されることになります。

亀山委員： 資料7-1、3ページ3のバイオマス燃料の点です。国産か海外産かに問わずバイオマス燃料の原料とすると記載されていますが、プロジェクトの対象とすること自体は私も問題ないと思うのですが、クレジット発生量を計算するときに、国産であるか海外産であるかということで係数を変えたりされる御予定はあるのでしょうか。

奥山室長： 国産のものは国産のもので算定し、海外産のものについては海外産のもので算定するというようにする方向でございます。

亀山委員： その御回答であれば結構です。やはり値段だけで見ると海外産のほうが安いので、カーボンフットプリントの分まで考慮していただいた上で進めていただきたいと思います。

二宮委員： 私も今のバイオマスの点が気になっていまして、いっそのこと国内産だけに限定するという方法はないのでしょうか。と申しますのは、海外産はもちろん安いので、それをジャンジャン使うようですと、基本原則である地域資源の活用によるということが十分に制度に反映されないような気がするので、それを1つ意見として申し上げたいと思います。

もう1点は、先ほど電力のことで京都メカニズムの活用がありました。ご存知のとおり COP18 でわが国の第二約束期間における京都メカニズムの活用で著しい制限が加わっています。償却することもできませんし、恐らく入って来る量も相当限定されてくるということです。別途議論はあると思いますが、わが国の京都メカニズムの活用については第一約束期間とは状況が相当変わっていると思いますので、その点を踏まえて今後議論を進めたらいいのではないかと思います。

飯田室長： 国産に限定するかということですが、一応これはルールになるのですが、恐らく WTO の対象になっていまして、内外差別を行いますと先進国としては非常に…、GATT コードに違反するというのはなかなか厳しいものがありますので、そういうことがございます。ただ、係数が違ったり、差別した上でその後どういうふうに扱うかというのは事業者さんのご判断もありますし、いろいろな価格メカニズムもありますので、そちらのほうで調整していただくことになると思います。

京都メカニズムでいろいろ制限されて、バイクレなどもやっております中で、国連のルールでどう認められるか、あるいは国連のルールとは別にわが国が別途主張するのかという外交交渉上のいろいろな話もありますので、御指摘のとおり、そこは非常に難しい問題で、今この瞬間に全部予見が可能なのわけではないのですが、恐らくそういったことは今後いろいろな国際交渉が進展していく中で、運営委員会でもいろいろ御審議いただいて、必要に応じて変えていくということではないかと思っております。

小林委員： 3点ございますが、まず、バイオマスについてお聞きします。私も国産か海外産かについて問わないという括弧書きが入っていて驚いたのですが、もともと J-VER 制度において国産に限定した趣旨というのは現在でも同じ問題だと思うのですが、林地残材の問題で、要するに森林資源を有効に使

おうということが1つの大きな趣旨にあったと思います。

亀山委員からも御指摘がありましたように、価格の問題があると思います。WTO 云々のことも理解はできるのですが、そこで極力国産のバイオマスを使おうというふうにこの制度は持つて行くべきだと思います。

そこで、先ほど係数の問題も出ましたが、LCA とかカーボンフットプリントから考えた場合、当然ながら長距離輸送してくるといふときの排出をどのように入れていけるか。

もう1つは、当然これは検討されていることだと思いますが、合法性証明や持続可能性証明をどれぐらい厳しくやるのかといったことを今後検討していただければと思います。

それから、森林モニタリングについて、J-VER 制度の森林のモニタリングや算定方法は非常によくできていますし、非常によく検討されていると思います。これは科学的にも精度が高いので信頼性が高いということが言えると思いますが、一方で利便性の問題、もしくは非常にモニタリングに手間がかかるということで経済性の問題等があります。

そこで、今後いろいろ制度設計の中でご検討されると思いますが、特に資料 6-2 で配られておりますモニタリング・算定規程の見直しは合理的な範囲でなされるのでしょうか。

次に、資料 7-2 の 2 ページの森林経営計画又は森林施業計画ですが、改正森林法からいきますと、これも当然森林経営計画ですべきなのですが、経過措置で森林施業計画と書いておられると思うのですが、この辺の使い分けはどのように考えていらっしゃるか御説明願いたいと思います。

奥山室長： バイオマス燃料の関係につきましては、御意見はもっともだと思いますので、きちんと配慮しながらいろいろ具体的にうまく国産のものが積極的に使われるような形での対応を考えていかなければいけないと思っております。

森林管理のモニタリングの関係ですが、もちろんおっしゃるとおりで、モニタリング・算定規程は必要に応じてきちんと見直していく必要があると思いますので、そこは農林水産省とも連携しながらきちんとしたものができるように逐次見直していくという対応でいきたいと思っております。

環境省： 小林委員から御質問がございました森林施業計画と森林経営計画の使い分けでございますが、現在、平成 24 年度に森林法が改正されまして、制度としては森林経営計画という形に移行してございますが、平成 23 年度までに認定を受けました森林施業計画がまだ有効でございますので、有効期間の範囲は施業計画をもってプロジェクトの実施ができますが、これは最長 5 年までの認定期間でございますので、これが切れた段階では経営計画

等へ移行していただく必要があるかと思えます。

小林委員： ということは、現在森林施業計画で認定を受けているプロジェクトについては、森林施業計画の期限の5年が切れた時点で森林経営計画に変えなければならないということで、もし事業者が、うちはそんなものは受けないと言った場合、これはアウトになると考えていいわけでしょうか。

環境省： おっしゃるとおりでございます。森林管理プロジェクトにつきましては、永続性の担保というものが必要でございますので、J-クレジットの期間が終了しましても10年間永続性担保ということで森林経営計画を立てているということがプロジェクトの条件でございますので、引き続き森林経営計画へ移行していただくということが必要になってまいります。

松橋委員： 資料7-1の3ページ3につきまして、先ほど固定価格買取制度になぞらえたご説明がありましたので、1点だけ今後に向けてコメントさせていただきたいと思いますが、(1)の「環境価値がプロジェクト実施者に帰属している状況が証明でき〜」というくだりに対して、例えば現行の国内クレジットでありますような住宅の太陽光発電で自家消費分は本人の価値となるということは全くそれでよろしいかと思えますが、一方、系統に逆潮流していた分が電気事業に帰属するという形になっているかと思えますが、確か、昨年も同じコメントをさせていただきましたが、現行の固定価格買取制度下では、この買取価格と回避可能原価との差額というものは広く消費者と言いますか需要家全体によって負担されているということで、われわれ国民一般が伝票を見れば再生可能エネルギー促進賦課金という形で数百円ほど現行では負担していることがはっきりと明記されているわけですので、本来お金を払った人が、その環境価値に対する権利があるとすると、むしろ一般消費者も再生可能エネルギーの促進を支援しているという形になりまして、国民一般もその権利があるということになると思うのです。

もちろん急にそれを国民全般にばらまくと言っても大変難しいので、実際上難しいということはわかりますが、その原理原則との兼ね合いで、今後少しその考え方を整理していただけるとありがたいと思っております。

飯田室長： 御指摘の議論はありまして、制度全体でもそういう議論があるのは承知しておりますが、ここでそのことを決めるのはなかなか難しいことだと思いますので、ここでは固定価格買取のほうの委員会の結論を引っ張ってうちのほうで考えるところだという整理になっております。もちろん松橋先生が言われたようなことが全体としても議論され、あちらの制度が変わればこちらも当然変わってくるということかと思っております。

山地委員： 今の松橋委員の質問に関連して、温対法に基づいて電力事業者の排出係

数を算定しているのですが、固定価格買取で買い取る事業者のところに権利が移るとはそこでも考えていなくて、基本的には消費者が負担していて kWh 均等に負担しているのです、電力販売量に応じて各電気事業者に振り分けて排出係数を計算していますので、そういう意味では排出係数自体は下がるのですが、それが個別の電力会社がどれくらい FIT で買って来たかというのではなくて、需要家に比例して配分しているということになっております。

飯田室長： ありがとうございます。ですから新電力にもちゃんとクレジット価値が均霑されるということが負担額の割合に応じて案分されているということで、私がそこをはしょって説明していました。失礼いたしました。

茅委員長： 山地委員は買取委員会の委員をやっておられるのでよくわかっておられると思います。

小林委員： 少し戻りますが、資料 4-1 の 4 ページの審査機関の登録要件のところですが、これは御説明いただきまして、どういう要件にするかというのは理解できました。そこで、J-VER のこれまでの経験等を踏まえまして、登録機関の専門性の問題について、この際もう一度新しい制度になるときによく確認願いたいと思うのですが、特に私が申し上げるのは森林吸収源プロジェクトについて、これは排出削減と違う専門性がいりまして、当然その専門性の要件というのは J-VER でも入っていたわけですがけれども、どうもそれがだんだんあいまいになり、なおかつ非常に柔軟になってきていまして、例えば専門家の検証をどうするのか、それは第三者機関にどのように専門性が認められているのか、もしくはそういった専門の方が妥当性確認機関にいらっしゃらない場合には外部から専門家を呼ぶこともできるはずなのですが、当初はそういうことでもいろいろと専門性についてかなり対応しておられたと思うのですが、どうも最近それが柔軟になり過ぎているのではないかと私は感じております。

その 1 つには、これは当然ながらそういった妥当性確認機関、検証機関も、今検証料や妥当性確認料がかなり安くなっていて、そういう費用の中でなかなかそこまでできないという、多分そういう言い分があると思うのですが、その辺をもう一度、この新制度が始まる時に、ぜひ専門性によって信頼性を高めるということをもう一度御留意願いたいと思います。

前田委員： 今お話がありました 4-1 の関係ですが、9 ページに審査機関の登録の一時停止というのがありまして、審査機関が基本文書に違反したときには登録の一時停止を行うことができるということですが、ここで一時停止が行われたときに、先ほどの御説明ですと契約を締結している場合には一時停止になっていてもそのまま妥当性確認、検証を継続するというお話だった

と思うのですが、若干違和感があると申しますか、一時停止というのは免許停止みたいなものだと思うのですが、そういう取り扱いにすることの合理性が気になりましたので、もう一度御説明をいただけないかと思います。

奥山室長： 審査機関の基本文書からの逸脱行為については、前田委員がおっしゃったように、違反したと認められる場合であっても、すでに契約が締結されているという場合については妥当性確認、検証をすることができるという趣旨としましては、やはり契約をしてしまって、違反をしたのは審査機関で、それは審査機関が悪いのですが、その影響がプロジェクト実施者になってしまうというのは少しまずいということでこのような形で対応してはどうかとしているところでございます。

前田委員： 例えば契約締結の段階ですと、普通であれば登録が停止されたら契約解除できるということで、新しい業者に乗り換えるというのも変ですが、そういう方法もあるのではないかと思います。そういう形での対応も可能だと思いますし、契約締結とおっしゃいましたが、例えば契約を締結してお金を払ってしまったという場合であっても、返せないような業者は問題があると思いますが、基本的にはお金を返しなさいということで、お金が返ってくればそのお金で別の業者に頼むこともできると思うので、登録が停止された業者が業務を継続する、しかもそれに基づいてクレジットが発生するというところに違和感を持ったということです。

奥山室長： ありがとうございます。御指摘は確かに理解しますので、ここの部分は改めてこちらでも検討して、もう少しいい対応ができないか考えたいと思います。

茅委員長： ほかにございませんか。

議題 8. 今後のスケジュールについて

茅委員長： 議題 8 「今後のスケジュールについて」ですが、ほかにも議題があれば一緒に説明してください。

飯田室長： 資料 8 について御説明申し上げます。

今後のスケジュールですが、本日、制度文書に関する御審議をいただきました。御議論いただきまして、いくつか所要の修正を行いまして、今の審査機関と山地先生にいただいた調整前か調整後かというところも検討させていただきまして、また茅先生とも御相談をさせていただいた上でパブリックコメントにこれを付したいと思っております。

パブリックコメントは 3 月末までと考えておりまして、それでいろいろ方法論の策定文書についてもパブリックコメントいただきますので、それ

に基づきまして具体的な方法論、今は 60 本ぐらいと考えておりますが、これを御審議いただく準備ができるということで、4月の初めにも非常に早い段階でお願いしたいと思っておりますが、第2回の準備委員会を開催させていただきまして、必要があれば制度文書についての御審議をしていただき、かつまた個別の方法論についての御審議をいただきたいと考えております。

その後、方法論のパブリックコメントを開始させていただきまして、それとともにJ-クレジットの制度が開始されるという形にしたいと思っております。

4月1日からのいろいろな事業からクレジットが一応出て来得るということに制度側ではしておくことが必要だと思っておりますので、委員会が4月1日を超える場合には、4月1日から認証が認められるような経過措置的な規程を新たに設けたいと考えております。

4月中旬ごろに方法論のパブリックコメントを締め切りまして、4月中、下旬を目途で方法論を決定したいと思います。パブリックコメントの結果、大きく方法論が変わって委員会を開催する必要があるれば、またお願いしたいと思っておりますが、そうでなければ委員長と御相談をして決めさせていただきたいと考えております。

茅委員長： 基本的にはこの準備委員会をもう一度開催するというところで終わりになるかと思っております。なお、事務局にお願いしたいのですが、4月初めですと学期の初めということもありまして、お忙しい先生方もいらっしゃると思いますので、できるだけ早く予定を決めていただきたいと思います。

最後に飯田室長から御挨拶をお願いいたします。

飯田室長： それでは、本日はいろいろご審議いただきましてありがとうございます。大変大部な資料でございまして、先生方に本来であれば1つ1つの文章をもっと御丁寧に御説明申し上げるべきかと思っておりますが、こちらの概要の資料で説明させていただきましたが、いろいろ貴重な御意見を今後に向けてもいただきましたので、参考にさせていただきます。これを完成させていきたいと思っております。

冒頭、奥山室長からもございましたが、新しいクレジット制度ということで、温暖化対策についていろいろ言われておりますが、やはりこういふときだからこそ、我々関係省庁が一体となって、新しい制度の推進に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、これからも先生方の御指導をいただきながら是非やっていきたいと思っております。

次回は 60 個の方法論と言いましたが、1つ1分で説明しますと 60 分か

かりますので、効率的に説明させていただいて御審議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

奥山室長： 一言、新美先生からお願いいたします。

新美委員： 遅れて申し訳ありませんでした。議論についてはしっかりと伺わせていただきました。発言の機会はありませんでしたけれども、事務局とはメールベースで議論をやり取りしまして、パブリックコメント案には少しでも貢献できればと思っております。よろしく願いします。

茅委員長： それでは、本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。